

用語の定義

1 資本関係

(1) 「子会社」(会社法第2条第3号)

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(2) 「親会社」(会社法第2条第4号)

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※資本関係にある者について、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合は、記載は不要です。

2 人的関係

「役員」

①会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

②取締役(社外取締役、指名委員会等設置会社の取締役を除く。)

③指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

④会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

※①から③までについては、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合で、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であるときは、記載は不要です。

※監査役及び執行役員は、「役員」に含みません。

記入に当たっての注意事項

- 1 全ての申請者において、この申告書の提出が必要です。
- 2 記入の対象となるのは、高砂市の入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。
- 3 関連会社が違う業種(業種とは、建設工事、コンサル、物品の3分類をいいます。)を希望している場合は、該当なしとしてください。(例:申請者が建設工事のみを希望し、関連会社がコンサル業のみを希望する場合)
- 4 記入欄が足りない場合は、コピーしたこの用紙又は別紙に記入して、添付をしてください。
- 5 該当のない場合は「該当なし」と記入して、提出してください。
- 6 該当する役員の解任等記載内容に変更があった場合は、直ちに変更届を提出してください。
- 7 記載内容の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- 8 この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、指名停止基準に基づき措置を行うことがあります。